相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県夷隅郡岬町中滝一〇三一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小菅　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル九階二重橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大塚　和成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市清水町乙五〇一番地、最後の住所川崎市高津区諏訪二丁目一番一―二〇二号　被相続人　亡　猪川　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十八日

川崎市幸区幸町二丁目六九〇番地九ヴィラ多摩川一〇二　澄川圭法律事務所

相続財産管理人　弁護士　澄川　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市芸濃町椋本三八五五番地二、最後の住所三重県亀山市住山町六四番地　被相続人　亡　宮崎　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十八日

三重県津市垂水二七七二番地三七

相続財産管理人　波多野健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字土原三〇六番地、最後の住所大阪府交野市星田一丁目一三番一一号　被相続人　亡　髙津　紀昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十八日

大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階

相続財産管理人弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市住吉区帝塚山東二丁目一五番地、最後の住所大阪市住吉区帝塚山東二丁目四番一七号　被相続人　亡　永安紀久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十八日

大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階

相続財産管理人弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区中山手通六丁目四二番地、最後の住所兵庫県尼崎市西長洲町二丁目二四番五号　被相続人　亡　中井　康夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十八日

兵庫県伊丹市南本町二丁目四番六号　コバコンスビル二階

相続財産管理人　朝本　行夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市南佐古五番町三九番地四、最後の住所徳島市雑賀町西開二四番地の五三

被相続人　亡　川添眞理子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十八日

徳島市佐古一番町七番三号　丸山ビル

司法書士市民共同事務所

相続財産管理人　司法書士　原田　敦仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市幸町七〇番地、最後の住所高知県高知市中久万一五番地四八

被相続人　亡　坂本　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十八日

高知県高知市北本町二丁目二番二六号

相続財産管理人　三浦　紀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県松浦市御厨町下登本免五〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　作本　富男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十八日

長崎県佐世保市川下町四六〇番地二

相続財産管理人　辻　晃代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県島原市白土桃山一丁目一一八六番地、最後の住所長崎県島原市浦田一丁目七九四番地　被相続人　亡　重吉　光代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十八日

事務所長崎市万才町七番一号住友生命長崎ビル一〇階堀江法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀江　憲二

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年10月28日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三井物産株式会社　②国土交通大臣(13)391　③代表取締役　飯島彰己　④東京都千代田区大手町一丁目２番１号　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市北区中之島２丁目３番33号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区大手町一丁目２番１号　三井物産株式会社　代表取締役　飯島彰己

①株式会社プロモート藏　②大阪府知事(1)52627　③代表取締役　小倉種子　④大阪府八尾市北本町１丁目３番31号プロモート藏ビル３階　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府八尾市北本町１丁目３番31号プロモート藏ビル３階　株式会社プロモート藏　代表取締役　小倉種子

無縁墳墓等改葬公告

宅地造成工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年十月二十八日

一、墳墓等所在地　沖縄県浦添市字経塚五八五―一

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県那覇市久茂地三丁目七番一〇―三〇一号　屋我　昌一

債権申出の公告

当社は、金融庁の認可を得て日本における保険業を廃止したことに伴い平成二十三年九月十二日付で外国生命保険業免許の効力を失ったので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十八日

東京都千代田区紀尾井町三番一二号紀尾井町ビル長島・大野・常松法律事務所

リライアスター・ライフ・インシュアランス・カンパニー　清算人　梅澤　拓